

総務部

0742-34-4821

環境清美センターにおける窃盗・業務上横領事件を受けての
組織体制の強化等について

先般発生した本市環境清美センターにおけるアルミ製空き缶、廃棄自転車の窃盗、業務上横領事件について、奈良市議会9月定例会において、市長及び副市長の「市政に対する市民の信頼を失墜させた総合的な管理監督責任」として条例改正による減給処分に加え、9月29日付けで環境部及び環境清美工場の管理監督職員に対し管理監督責任として減給処分の発令を行いました。

しかし、今後このような事案を二度と発生させないためには、環境部の抜本的な職場環境の刷新と適正な業務管理体制の早急な構築が必要であると考え、10月5日付けで年度途中としては異例の、大規模な人事異動により環境部の組織体制の見直しを下記のとおり行うこととしました。

記

1 管理職を中心とした環境部の人事異動

- (1) 今回の事件の調査等に携わってきた総務部参事、同部次長、人事課長を、環境部長、同部次長、環境事業室長に任命。
- (2) 現在市役所業務全体を担当している警察OBを、環境部専属として配置。

【環境部（環境事業室

）新体制図（特別職及び環境事業室関係の課長職以上）】

※網掛け部分が今回異動者。（ ）内は、前職。

<p>環境部長 やまむら しげゆき 山村 栄之 (総務部参事)</p>		<p>奈良市参与（特別職） すみだ まさのり 隅田 全紀</p>		
<p>環境部次長 ますだ としかず 増田 利和 (総務部次長)</p>	<p>環境部参事 たつみ としひこ 辰己 敏彦 (環境部参事・クリーンセンター建設準備担当)</p>	<p>環境事業室長 やまぐち ひろし 山口 浩史 (人事課長)</p>	<p>環境部参事 環境清美工場長事務取扱 くぼた しんじ 久保田 紳二 (環境部参事)</p>	
<p>廃棄物対策課長 すずき のぶや 鈴木 啓也 (健康増進課長補佐)</p>	<p>リサイクル推進課長 ひがし あきたか 東 明孝</p>	<p>収集課長 のぐち ひろお 野口 博央 (子ども政策課長補佐)</p>	<p>まち美化推進課長 ふじた りょういち 藤田 亮一</p>	<p>土地改良清美事務所長 なかた たかひで 中田 孝英</p>
<p>廃棄物対策課（非常勤嘱託職員） やぶした もとやす 藪下 元靖 (企業局企業技術監理課)</p>				

人事異動（環境部関係） 平成28年10月5日付

NO	氏名	旧	新	補職
1	山村 栄之	総務部参事	環境部長	部長級
2	隅田 全紀	奈良市参与	奈良市参与	非常勤 特別職
3	増田 利和	総務部次長	環境部次長	次長級
4	辰己 敏彦	環境部参事 (クリーンセンター建設準備担当)	環境部参事	次長級
5	山田 広司	都祁行政センター所長	環境部参事 (クリーンセンター建設準備担当)	次長級
6	山口 浩史	人事課長	環境事業室長	次長級
7	久保田 紳二	環境部参事	環境部参事 環境清美工場長事務取扱	次長級
8	鈴木 啓也	健康増進課長補佐	廃棄物対策課長	課長級
9	野口 博央	子ども政策課長補佐	収集課長	課長級
10	阪口 二郎	地域教育課長補佐	収集課長補佐	補佐級
11	山森 直人	法務ガバナンス課 ガバナンス推進係長	廃棄物対策課総務係長	係長級
12	藪下 元靖	企業局企業技術監理課	廃棄物対策課	非常勤 嘱託

2 損害額の算定と賠償請求

売却先の調査から、窃取されたリサイクル資源の損害額については、現在算定中です。

公訴事実の有価物の窃盗3回分の合計額400,450円については本人らから受領済み、公訴事実以外の損害額については、継続して調査中です。

【参考】

平成28年9月29日付 環境部及び環境清美工場職員の管理監督職員にかかる懲戒処分

※処分理由については、すべて「上司としての管理監督責任を問う」。

所属・補職	旧所属・補職	年齢	処分年月日	処分内容	適用法令
環境部長 事務職員		59	H28.9.29	減給 10 分の 1 6月	地方公務員法第29 条第1項第1号及び 第2号
環境部次長 事務職員		57	H28.9.29	減給 10 分の 1 5月	地方公務員法第29 条第1項第1号及び 第2号
環境部参事 技術職員		55	H28.9.29	減給 10 分の 1 5月	地方公務員法第29 条第1項第1号及び 第2号
環境事業室長 事務職員		58	H28.9.29	減給 10 分の 1 5月	地方公務員法第29 条第1項第1号及び 第2号
環境清美工場長 技術職員		57	H28.9.29	減給 10 分の 1 5月	地方公務員法第29 条第1項第1号及び 第2号
環境清美工場長 補佐 事務職員		51	H28.9.29	減給 10 分の 1 2月	地方公務員法第29 条第1項第1号及び 第2号
環境清美工場長 補佐 技術職員		58	H28.9.29	減給 10 分の 1 2月	地方公務員法第29 条第1項第1号及び 第2号
環境清美工場長 補佐 技能職員		60	H28.9.29	減給 10 分の 1 2月	地方公務員法第29 条第1項第1号及び 第2号
環境清美工場長 補佐 技能職員		58	H28.9.29	減給 10 分の 1 2月	地方公務員法第29 条第1項第1号及び 第2号
リサイクル推進 課 主任 技能職員	環境清美工場 係長 (H28.8.31 まで)	54	H28.9.29	減給 10 分の 1 4月	地方公務員法第29 条第1項第1号、第2 号及び第3号
環境清美工場 (再任用職員) 技能職員	環境清美工場長 補佐 (H27 年度)	60	H28.9.29	減給 10 分の 1 1月	地方公務員法第29 条第1項第1号及び 第2号

※市長、副市長（平成28年9月議会で議決された事項）

○市長 …平成28年10月～12月の給料月額10分の1を3月減額するとともに、平成28年12月分及び平成29年6月分の期末手当の10分の1を減額

○副市長…平成28年10月～12月の給料月額10分の1を3月減額